

## ■地球環境分野

### 1. 施策方針G ごみの減量と資源の有効利用

#### ア. 施策の現状と課題

ごみの減量と資源の有効利用の施策については、まず、ごみの総量を減らしつつ、排出されるごみの中の資源が占める割合を高めていくことが重要で、「大量に排出されたものから大量にリサイクルする」ではないことを念頭に置きながら取り組むことが必要です。

また、ごみは、市民の日々の生活に最も身近なものであり、多摩市はこれまで様々な場面で、市民・事業者と一緒にごみの発生抑制と減量に取り組んできました。今後もこれまで育んできた協働の力をより一層発揮させながら、環境負荷の少ない循環型のまちが実現できるよう施策を推進していくことが必要です。

ごみの発生抑制と減量の推進に向けた新たな取組みとしては、平成 25 年度から小型家電・金属類の資源分別収集をスタートさせ、平成 27 年度に開始した「みどりのリサイクル」の取組みでは、焼却処分が中心であった草枝ごみの資源化に向け、多摩清掃工場へ直接搬入される草枝ごみの処理手数料を免除対象から除外し、あわせて腐葉土化バツクの貸出制度、エコプラザ多摩での剪定枝受入枠拡大等を実施しました。これらの取組みを進めるため、市民への普及啓発では、「ごみの分別・資源ガイド」やリサイクル情報紙「ACTA（アクタ）」等の配布により分かりやすい周知に努め、市民説明会も開催しました。

また、多摩市廃棄物減量等推進員の協力による地域での分別・資源収集環境を整備するなど、適正な分別処理が進むよう取り組んでいます。

しかしながら、排出者別では、事業系ごみ就是他市に比較して多い状況にあるため、原因の分析や対策を検討しながら、さらなる減量に向けた取組みが必要で

す。小売店舗をエコショップやスーパーエコショップとして認定する制度の取組みでは、より一層の環境に配慮した事業活動の推進を目指し認定更新の実施や認定基準を改正しましたが、店舗閉店等によりスーパーエコショップの店舗数が減少している中では、認定店舗に対して、ごみの有料指定袋販売手数料の優遇のほかにもインセンティブを与えることや、店舗を利用する市民にも何らかのインセティブを付与できるような仕組みの構築が課題になっています。





























資源の有効利用とリサイクルの推進については、選別保管等適切な中間処理や多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンターとの連携による家具類の粗大ごみの再利用、地域での資源集団回収等のリサイクル活動の支援にも取り組んだほか、市の物品調達では環境配慮物品の購入に努めています。

ごみの焼却灰及び不燃残渣の全てをエコセメント材料として資源化したことにより、市から最終処分場への廃棄物埋立ゼロを実現しました。今後も永続的な最終処分場の延命化が重要です。

「生ごみ入れません！袋」の配付等による生ごみをリサイクルしやすい仕組みづくりにより自家処理が進みました。今後もダンボールコンポストの普及拡大など、生ごみの一層の資源化が必要です。

今後は高齢化、景気回復など、ごみに関わる社会状況等の変化や食品ロスなどの新たな課題にも積極的にチャレンジしながら施策の充実を図ることが求められています。

【施策の取組み状況評価】※評価の表記 取組みが前進した  変わらない  取組みが後退した 

施策と取組み項目		評価			
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
20ごみの発生抑制と減量の推進	①ごみの発生抑制と減量の推進				
	②エコショップ・スーパー エコショップの推進				
21ごみの適正処理に向けた分別の徹底	①ごみの分別の徹底				
22資源の有効利用	①資源の有効利用				
	②焼却灰の再利用				
	③リサイクル活動の支援				
23生ごみのリサイクルの推進	①生ごみ堆肥化の促進				

イ. これからの取り組みと役割

○施策20：ごみの発生抑制と減量の推進

①取組み項目：ごみの発生抑制と減量の推進【変更】

市	市民(市民団体等)	事業者
<p>・「多摩市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制と資源の有効利用、ごみの減量について、市民や事業者の行動につなげるために必要な普及啓発や支援を行う。 (ごみ対策課)</p>	<p>・物を大切に使う。 ・マイバッグ、マイタンブラーの活用など、ごみの発生抑制に心がける。 ・詰め替え可能な製品を使用するなど、ごみの減量に心がける。 ・市民団体等は、市と連携し、マイバッグ運動やノーレジ袋などの活動を推進する。</p>	<p>・「ごみカルテ」や「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」を作成する。 ・レジ袋の廃止等過剰包装の抑制や、資源の自己回収や店頭回収に努める。 ・製品、容器等がごみにならないように、物の製造、加工、販売等に努めるとともに、ごみになった場合、適正な処理が可能なものとする。</p>

「多摩市一般廃棄物処理基本計画」(以下「一廃計画」という。)は、平成30年度に改訂予定であり、その際の一廃計画実施施策の検証及び見直しにより、本施策にも通じる「ごみの発生抑制と減量の推進」に向け市が取り組むべき方向性も示されていきます。「多摩市みどりと環境基本計画」との関連性を明確化するため、今後は本取組み項目に、改訂する一廃計画を位置付け、これに基づいた取組みをさらに推進します。

また、可燃ごみの中で高い割合を占める生ごみに関連して、近年、「食品ロス」の問題が取り上げられてもおり、その取組みを進めるためには、市民(消費者)のほか食品を扱う事業者への働きかけも重要であるため、庁内関係所管が連携し食品ロス対策を進め、さらに、事業系ごみについても、社会経済状況を踏まえながら検討を行い、減量に向け取り組みます。

②取組み項目：エコショップ・スーパーエコショップの推進【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
<p>・環境に配慮した事業活動に積極的に取り組んでいる小売店舗をエコショップやスーパーエコショップとして認定するとともに、普及啓発を推進する。 (ごみ対策課)</p>	<p>・エコショップやスーパーエコショップ認定店を積極的に利用する。 ・市民団体等は、市と連携し、エコショップやスーパーエコショップの普及活動に協力する。</p>	<p>・店舗は、エコショップやスーパーエコショップに認定されるよう取り組む。</p>

今後も認定店舗数の増加に向けて、市民の利用促進に向けたPRを充実させるなど、認定店舗がメリットを感じることができるよう検討をしながら、さらなるごみ減量と資源化につなげます。

※取組み項目名にある【新規】【変更】【継続】は、それぞれ現基本計画の施策から、新たに追加する内容、変更する内容、取組みを引継いでいる内容を示しています。

## ○施策 2 1 : ごみの適正処理に向けた分別の徹底

### ①取組み項目：ごみの分別の徹底【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみや資源の分別基準表、パンフレット、カレンダー等により、わかりやすいごみ・資源の分別を進める。</li> <li>・廃棄物減量等推進員や市民団体等と連携して、地域のごみ問題に関する情報の収集や、取組みの周知、啓発事業等を進める。</li> <li>・分別されたごみの適正処理を進め、衛生的な環境づくりを進める。(ごみ対策課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみや資源の分別を徹底する。</li> <li>・ごみの不法投棄を行わない。</li> <li>・市民団体等は、市と連携して、地域のごみ問題に関する情報の収集や、取組みの周知、啓発事業等を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみや資源の分別を徹底する。</li> <li>・ごみの不法投棄を行わない。</li> </ul>

市民・事業者へのごみ・資源の出し方やルールについては、高齢化等の社会状況も見据えながら、今後も啓発・周知に努め、適正な分別・排出の徹底に取り組みます。

## ○施策 2 2 : 資源の有効利用

### ①取組み項目：資源の有効利用【変更】

市	市民(市民団体等)	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収された資源を適切に中間処理し、有効利用を進める。(ごみ対策課)</li> <li>・多摩ニュータウン環境組合と連携し、粗大ごみの再利用や、多摩清掃工場における資源回収、リサイクルセンターとの連携を図る。(ごみ対策課)</li> <li>・「多摩市グリーン購入推進方針」の理念に基づき、環境に配慮した物品等の購入に努めるとともに、その推進を図る。(関係課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみから資源化可能なものを資源として適正に分別排出することでごみ減量と資源の有効利用を進める。</li> <li>・市民団体等は、市と連携して、資源の適正排出と有効利用の啓発を推進する。</li> <li>・環境に配慮した製品の購入に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみから資源化可能なものを資源として適正に分別排出することでごみ減量と資源の有効利用を進める。</li> <li>・オフィス用紙や段ボール等の紙ごみを資源として有効活用するよう努める。</li> <li>・環境に配慮した製品の購入に努める。</li> </ul>

グリーン購入に関する取組みは、リサイクルの観点だけではなく、環境負荷が大きい物質等を使用又は排出しないものや、資源・エネルギー消費が少ないものなど広く環境に配慮した物品等の調達が必要なため、市・市民(市民団体)、事業者の役割における購入に努めるべき製品を「リサイクル製品」に留めず、広く「環境に配慮した物品」を購入することで、市域全体で環境負荷の低減を目指すとともに、市はグリーン購入に関する情報発信に取り組みます。

②取組み項目：焼却灰の再利用【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
・ごみの焼却灰をエコセメントとして再利用し、ごみの埋立量を減らす。 (ごみ対策課)	—	・エコセメントの活用に努める。

今後も排出されるごみ総量の減量に取り組みながら、焼却灰の再利用を推進します。

なお、東京たま広域資源循環組合（以下、「循環組合」という。）の取組みに関しての情報発信を循環組合と連携して進めます。

③取組み項目：リサイクル活動の支援【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
・資源集団回収等、地域でのリサイクル活動を支援する。 (ごみ対策課)	・資源集団回収等の地域での資源回収に積極的に協力を。 ・市民団体等は、資源集団回収等リサイクル活動を推進する。	・自らリサイクル活動を積極的に行う。

引続き、資源集団回収に取り組む団体の増加に向けたPRに努めるとともに、地域でのリサイクル活動がしやすい環境づくりのため、資源集団回収等の取組みを支援します。

○施策23：生ごみのリサイクルの推進

①取組み項目：生ごみ堆肥化の促進【変更】

市	市民(市民団体等)	事業者
・生ごみの自家処理施策として生ごみの堆肥化の取組みに対し、適切な支援を行う。 (ごみ対策課)	・生ごみの水きりや堆肥化を行うよう努める。 ・生ごみリサイクルサポーター等は市と連携して地域での普及に協力する。 ・市民団体等は、市と連携して生ごみの自家処理施策の普及啓発に協力する。	・事業活動によって生じる生ごみのリサイクル化を図るなど、事業者は自らの責任で適正に事業系ごみを処理することで、市のごみ減量に協力する。

市民協働による生ごみ自家処理施策として、生ごみリサイクルサポーター事業にも取り組んでおり、その生ごみリサイクルサポーターを中心に地域で協力の広がりを目指しているため、市民（市民団体等）の役割における「生ごみ堆肥の熟練者」の表記を「生ごみリサイクルサポーター等」に改めます。

引続き、発生する生ごみを、ごみとして排出せず資源化するダンボールコンポストの普及啓発に取り組むほか、今後はリサイクルに加え、発生抑制（リデュース）の視点から「食品ロス」の取組みも進めます。

## 2. 施策方針H エネルギーの有効利用

### ア. 施策の現状と課題

省エネルギーや再生可能エネルギーの推進により、限りあるエネルギー資源を有効利用し、温室効果ガス削減、地球温暖化対策につなげていく施策は、近年の気候変動や生物多様性にも関わるものでもあり、世界共通の非常に大きな課題です。

我が国では東日本大震災を契機に、エネルギーの大切さをより実感するとともに、太陽光や風力などによる再生可能エネルギー利活用の取組みが進み、さらに新たなものとして、水素エネルギーや地中熱も含めた利活用の取組みが推進されています。

このような中、多摩市が一事業者として策定する「多摩市地球温暖化対策実行計画【公共施設編】」を平成 25 年度に改訂し、市の事務事業から発生する温室効果ガスの削減に向け取り組んだ結果、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。今後はこの実行計画の中間見直しを踏まえた取組みを進め、さらに温室効果ガス排出量を削減していくことが重要です。

また、公共施設でのグリーンカーテンづくりは、継続的に取り組んでいることから地域に根付いてきています。これからも市が率先してみどりによる省エネルギーの取組みを推進し、市民への波及効果がさらに広がることを期待しています。




省エネルギーに関しての市民への情報提供や普及啓発では、環境市民団体等との協働により家庭でできる節電行動の実践に向けた事業として「省エネナビモニター」、「省エネ・創エネチャレンジコンテスト」や、市内事業者等と地域一体で取り組む「クールシェア」の実施など幅広い取組みにより、市内の世帯数は増加している状況でも、家庭での購入電力量は減少し、温室効果ガス排出量の削減効果にも表れています。今後は、引続きこれらの取組みを進めていくとともに、国及び東京都における低炭素社会、水素社会の実現に向けた計画目標等を踏まえながら、さらなる省エネルギーの取組みを推進していく必要があります。





















太陽光発電による再生可能エネルギーを推進するため、公共施設では改修時における導入や民間事業者への「屋根貸し手法」により取組みを促進させました。市民に対しては、市内住宅戸数の7割強を占める集合住宅への普及拡大を目指して、従来の設置補助金制度に加え、新たに集合住宅に対する全量売電及び屋根貸し手法による設置を進めるための奨励金制度を創設しましたが、国の固定価格買取制度による買取価格引下げの影響等の理由から奨

励金交付の実績がなく、既存の集合住宅における太陽光発電設備導入の困難さが表れています。今後は市民団体との協働による「集合住宅環境配慮型リノベーションモデル事業」等にも引続き取り組みながら、再生可能エネルギーの普及啓発を進めていくことが必要です。

ごみ焼却の余熱利用については、ごみの減量・資源化が進んだ結果として、ごみの焼却量の減少にあわせ発電量も減少していますが、取り組みの効果は依然大きいものがあります。

また、「みどりのリサイクル」の一環として、市内で発生する剪定枝等のエネルギーへの利活用については、エネルギー有効利用の観点からも重要になっています。

【施策の取り組み状況評価】※評価の表記 取り組みが前進した  変わらない  取り組みが後退した 

施策と取り組み項目		評価			
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
24省エネルギーの推進	①省エネルギーの実践				
	②省エネルギー型の設備や機器の導入				
	③みどりによる省エネルギー活動の推進				
25再生可能エネルギーの推進	①再生可能エネルギーの導入促進				
	②ごみ焼却の余熱利用の推進				

イ. これからの取り組みと役割

○施策24：省エネルギーの推進

①取組み項目：省エネルギーの実践【変更】

市	市民(市民団体等)	事業者
<p>・「多摩市地球温暖化対策実行計画」の中間見直しを踏まえた公共施設における省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減に努める。 (環境政策課、関係課)</p> <p>・家庭でできる省エネルギーの紹介や相談など、市民への情報提供や普及啓発を行う。 (環境政策課)</p> <p>・地球温暖化対策や省エネルギー対策に関する関係法令・制度の情報提供に努める。 (環境政策課)</p>	<p>・節電や節水など省エネルギー型のライフスタイルの実践に努める。</p> <p>・市民団体等は、市と連携して、省エネルギーの推進に向けた普及啓発に努める。</p>	<p>・冷暖房の温度設定調整や昼休み時消灯など、省エネルギー型のワーキングスタイルの実践に努める。</p> <p>・地球温暖化や省エネルギーに関する関連法や条例等を守り、地球温暖化対策に努める。</p>

「第二次多摩市地球温暖化対策実行計画【公共施設編】」(以下「実行計画」という。)については、平成30年度に中間見直しを予定しており、同年度からは、現実行計画の取組みや実施効果等を踏まえた見直し後の実行計画に基づき、より一層の省エネルギーの推進及び温室効果ガスの削減に努めていくことを本計画の中にも位置付けます。

市民への普及啓発では、夏の「クールシェア事業」以外に、今後は冬の省エネルギー対策についての取組みに加え、一年を通しての普及啓発を検討していくとともに、国や東京都の様々な支援策の情報提供については、事業者も含め、市の特性を踏まえた効果的な活用に取り組めます。

②取組み項目：省エネルギー型の設備や機器の導入【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
<p>・公共施設の空調や照明等に、省エネルギー効果の高い設備や機器の導入を推進する。 (行政管理課、道路交通課、総務契約課)</p>	<p>・省エネルギー効果の高い商品や設備の導入に努める。</p>	<p>・省エネルギー効果の高い設備や機器の導入など、事務所やビルの省エネルギー化に努める。</p>

今後も省エネルギー効果の高いLED照明や空調設備等の導入を進め、エネルギー使用量の削減を推進します。

また、街路灯及び公園灯については、ESCO契約によるLED化一括更新の仕組みを活用した事業に取り組めます。

※取組み項目名にある【新規】【変更】【継続】は、それぞれ現基本計画の施策から、新たに追加する内容、変更する内容、取組みを引継いでいる内容を示しています。



③取組み項目：みどりによる省エネルギー活動の推進【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
・公共施設での緑化や、グリーンカーテンづくりを推進する。 (施設管理所管課)	・緑化やグリーンカーテンづくりに努める。	・緑化やグリーンカーテンづくりに努める。

市が率先して公共施設での屋上緑化やグリーンカーテンづくり等を着実に取り組むことにより、今後もみどりによる省エネルギー活動の普及啓発につながっていきます。

④取組み項目：水素エネルギー利活用の推進【新規】

市	市民(市民団体等)	事業者
・水素社会実現に向け、燃料電池コージェネレーションシステムや燃料電池自動車などの普及啓発を推進する。 (環境政策課)	—	—

水素は、無尽蔵に存在する水や多様な一次エネルギー源から様々な方法で製造することができるエネルギー源で、気体、液体、固体というあらゆる形態で貯蔵・輸送が可能であり、利用方法次第では高いエネルギー効率、低い環境負荷、非常時対応等の効果が期待され、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことも期待されています。

国は、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」等により、水素社会実現に向けた施策の方向性を定めて取組みを加速させ、また、東京都は2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、水素社会の実現というレガシーを後世に引き継ぐため、35箇所の水素ステーションの整備、6,000台の水素自動車の普及等、具体的な五つの戦略目標を定めて取り組んでいます。

一方で、水素の利活用には、技術面、コスト面、制度面、インフラ面で多くの課題があり、今後広く普及するか否かはこれからの取組みにかかっているため、国や東京都だけでなく産官学による取組み、基礎的自治体である市町村においても取り組んでいく必要があります。

これからのエネルギーの有効利用における新たな施策展開として、「水素エネルギーの利活用」の取組み項目を追加し、初期需要の創出に貢献するとともに、その利活用による低炭素社会及び水素社会実現に向けた普及啓発を図ります。

市の役割における具体的取組みについては、庁用車として平成28年度に導入した燃料電池(水素)自動車を、電気自動車とあわせ、環境イベント

等で展示・PRを行い、エコカー等の普及啓発と、低炭素社会実現に向けての水素エネルギーの意義及びライフスタイルの見直しも含めた省エネルギーの取組み、さらに、災害時の貴重な電源としての活用方法や、その有効性についても周知を行います。

また、家庭用燃料電池（エネファーム）は、省エネルギー機器としてだけでなく、身近な水素エネルギーの活用機器としての役割も期待されていることから、導入費用補助等により普及の拡大を推進します。

なお、水素を利活用する機器等の導入価格が現時点では低廉になっていないなどの課題があるため、まずは市が普及啓発に取り組むこととし、市民（市民団体）、事業者には、具体的な取組みを位置付けないものとします。

## ○施策25：再生可能エネルギーの推進

### ①取組み項目：再生可能エネルギーの導入促進【継続】

市	市民（市民団体等）	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の改修に併せて、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。（行政管理課）</li> <li>・太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの情報提供や普及啓発活動を行う。（環境政策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入に努める。</li> </ul>

今後も公共施設改修時の太陽光発電設備の導入に努めていくほか、住宅向けの創エネルギー・省エネルギー機器導入補助金制度については、地域性や社会環境等を踏まえた補助メニューの見直しを行い、再生可能エネルギーの普及と効果的な活用に取り組みます。

また、電力自由化により電力の調達先の選択肢が広がった中では、自然エネルギー由来の割合が高い電力について、市公共施設等での調達や市民への周知などの検討をします。

### ②取組み項目：ごみ焼却の余熱利用の推進【継続】

市	市民（市民団体等）	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩ニュータウン環境組合と協力して、ごみ焼却時に生じる余熱や電力の利用を進める。（ごみ対策課）</li> </ul>	—	—

ごみの減量・資源化が進んだ結果、発電量等は減少するものの、余熱利用による省エネルギーの効果は依然大きいものがあり、引き続き取組みを進めます。



### 3. 施策方針 I 良好な水循環の推進









#### ア. 施策の現状と課題

雨水の地下浸透や一時的な貯留は、良好な水環境を保全するだけでなく、多摩市のような都市部では、局地的な集中豪雨による土砂災害や河川の増水・氾濫等の軽減にもつながるものであり、防災面からも必要な施策です。

これまでの雨水簡易貯留槽の購入補助のほか、道路の歩道整備に伴う浸透性舗装の採用、公園の新設・改修では園路や広場に透水性のインターロッキングブロック等の施工に取り組み、開発行為などの協議においては、事業者への雨水地下浸透施設の設置を指導しています。

また、小学校校舎建替事業にあわせ雨水貯留施設を新設し、既設置のものを含め貯まった雨水は活用先を工夫するなどにより、良好な水環境に向けた取組みを進めています。

【施策の取組み状況評価】※評価の表記 取組みが進んだ  変わらない  取組みが後退した 

施策と取組み項目		評価			
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
26雨水地下浸透の推進	①雨水地下浸透の推進				
27雨水貯留の推進と水の有効利用	①雨水貯留施設の導入と活用				

イ. これからの取り組みと役割

○施策 26：雨水地下浸透の推進

①取り組み項目：雨水地下浸透の推進【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道や公園に透水性舗装を施したり、公共施設に地下浸透施設を設置し、雨水の地下浸透を図る。(道路交通課、公園緑地課、行政管理課)</li> <li>・市民や事業者が、雨水地下浸透施設を導入する際に、適切な指導を行う。(下水道課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内(庭や駐車場など)は、緑化に努め、雨水の地下浸透を図る。</li> <li>・舗装をする場合は、透水性舗装とするなど、地下浸透を図る。</li> <li>・家庭において雨水浸透ますを設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場や事業所の敷地内(外構部や駐車場など)は、緑化に努め、雨水の地下浸透を図る。</li> <li>・敷地内の舗装を透水性舗装とするなど、地下浸透を図る。</li> <li>・工場や事業所において雨水浸透施設や雨水浸透ますを設置する。</li> </ul>

引続き、良好な水循環と雨水の急激な流出抑制のため、雨水の透水性舗装の整備や地下浸透施設の導入を進めます。

○施策 27：雨水貯留の推進と水の有効利用

①取り組み項目：雨水貯留施設の導入と活用【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設において雨水貯留施設の導入を図る。(下水道課、行政管理課、施設管理所管課)</li> <li>・貯留した雨水を、災害時の防火用水や水やり・打ち水などに活用する。(施設管理所管課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭において雨水貯留槽(タンク)の導入を図り、清掃や水やり、打ち水に活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場や事業所において雨水貯留施設の導入を図る。</li> <li>・貯留した雨水を、災害時の防火用水や水やり・打ち水などに活用する。</li> </ul>

引続き、良好な水循環と雨水の急激な流出抑制のため、雨水の貯留施設を導入し、また、貯留した雨水の活用により、水資源の有効利用を進めていきます。

※取り組み項目名にある【新規】【変更】【継続】は、それぞれ現基本計画の施策から、新たに追加する内容、変更する内容、取り組みを引継いでいる内容を示しています。

#### 4. 施策方針J 環境にやさしい交通の推進

##### ア. 施策の現状と課題

多摩市は、ニュータウン区域において歩車分離の考え方に基づいた計画的な道路整備が行われ、道路網が充実していることから自動車でもどこでも移動できる便利さがありますが、環境への負荷という面からは、排気ガスを削減して地球温暖化を防止していく課題があります。

市庁用車に低公害車・低燃費車等の環境に配慮した自動車導入の取組みについては、車両入替えに伴い毎年、数台ずつ導入していますが、厳しい財政状況の中では大幅導入をしていくことは難しい状況です。

自動車に依存した生活を見直しマイカー利用を減らしていくために、より便利で利用しやすい公共交通体系の実現に向けては、交通事業者等との協議により、市内路線バス全車両がノンステップ車両に更新され、鉄道事業者ではユニバーサルデザインの考え方に基づいた車両の導入を進めています。

ミニバスの年間利用者数は目標値を達成していますが、ミニバスが持つ機能は市内移動者には利便性の高く、今後も利用者のニーズを踏まえた運行の検討が必要です。

無料駐輪場を廃止し有料駐輪場を整備したことにより、利用者の利便性向上と利用促進が図られ、引続き自転車も利用しやすくなる環境整備と、多摩ニュータウンの歩車分離の環境を活かして歩くことを市民に勧めることにより、健康増進と環境への負荷軽減につながるため、今後も環境にも人にもやさしい交通環境を目指していきます。

【施策の取組み状況評価】※評価の表記 取組みが前進した  変わらない  取組みが後退した 

施策と取組み項目		評価			
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
28自動車排出ガスの削減	①環境にやさしい自動車利用の推進				
29公共交通・自転車利用の促進	①公共交通利用の推進				
	②自転車・徒歩による健康増進				

イ. これからの取り組みと役割

○施策28：自動車排出ガスの削減

①取り組み項目：環境にやさしい自動車利用の推進【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
・低公害車・低燃費車等の環境にやさしい庁用車の導入を計画的に進める。 (総務契約課)	・環境にやさしい自動車を選択したり、エコドライブに努める。	・環境にやさしい自動車を選択したり、エコドライブに努める。

自動車からの排出ガス削減のため、今後も低公害車・低燃費車の導入等に取り組み、エコドライブの推進をします。

○施策29：公共交通・自転車利用の促進

①取り組み項目：公共交通利用の推進【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
・より便利で利用しやすい公共交通体系の実現に向け、事業者への改善要請を行う。 (道路交通課)	・マイカーから、電車やバスなどの公共交通機関の利用に努める。	・マイカーから、電車やバスなどの公共交通機関の利用推進を図る。

環境負荷軽減のため、マイカーに依存せず鉄道・バス等公共交通機関が利用されるよう公共交通の体系づくりや利用の促進に取り組んでいきます。

②取り組み項目：自転車・徒歩による健康増進【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
・自転車歩行者専用道路や自転車レーン、駐輪場の整備など自転車を利用しやすい交通体系づくりを検討する。 (道路交通課)	・自転車、徒歩による健康的な移動を選択する。	・通勤などに、自転車、徒歩による健康的な移動を選択する支援や活動を行う。 ・駐輪場を整備する。

環境にも人にもやさしい交通環境を目指し、徒歩による移動や自転車を利用しやすい環境整備に取り組めます。

※取り組み項目名にある【新規】【変更】【継続】は、それぞれ現基本計画の施策から、新たに追加する内容、変更する内容、取り組みを引継いでいる内容を示しています。

## 5. 管理指標

### ア. 施策の実施効果と課題

#### ①家庭系ごみ排出量（市民1人1日あたり）

排出量は着実に減少しているものの、目標達成に向けては、より一層のごみ減量への取組みが必要になっています。

#### ②再生利用率

ごみの総発生量に占める総再生利用量の割合は、基準値に対してあまり変化がなく増減しています。ごみの資源化も大切ですが、まずは、ごみの発生抑制に取り組むことが重要です。

#### ③スーパーエコショップ認定店舗の数

店舗の閉店や認定店舗の非更新により、店舗数は21店をピークに減少傾向にあります。認定店舗の増加に向けては、今後、認定制度のさらなる周知や、事業者及び市民によりメリットをもたらすような利用促進の検討が必要です。

#### ④市内の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量

東日本大震災以降、主に電気の二酸化炭素排出係数の増加の影響より、省エネルギーの取組み効果が表れにくい状況です。

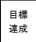



そのため、エネルギーの有効利用に関する施策の達成度や進捗状況を把握する新たな管理指標を追加して、本管理指標と併せた進行管理を行いながら施策を推進していく必要があります。






#### ⑤雨水貯留槽設置件数

設置件数は着実に増加しているものの、目標に向けてはさらなるPRが必要です。

#### ⑥ミニバス利用者数

平成25年度以降、目標を達成しているため、利用実績等を踏まえた目標値の見直しにより、さらに公共交通の利用を推進していく必要があります。

【目標の評価】 ※評価の表記 目標を達成  目標に対して前進  変わらない  目標に対して後退 

管理指標	基準値 (H22)	H24	H25	H26	H27	目標値 (H33)	進捗 評価
①家庭系ごみ排出量(市民1人1日あたり)	459.3 g	456 g	447.3g	438.1g	438.9g	420.4 g	
②再生利用率	34.9%	35.0%	34.3%	35.0%	34.3%	40%以上	
③スーパーエコショップ認定店舗の数	0店	21店	21店	17店	18店	36店	
④市内の二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量(※1)	646 kt	645 kt	694 kt	740kt	750kt	535.8 kt	
⑤雨水貯留槽設置件数	195件	226件	235件	245件	249件	400件	
⑥ミニバス利用者数	576.7 千人	637.3 千人	666.1 千人	777.9 千人	761.0 千人	650.0 千人	目標 達成

(※1)出典元のデータ公表タイミングの関係で、基準値は平成21年度、H24は22年度、H25は23年度、H26は24年度、H27は25年度の値を使用。H27の値が基準値比で増加した理由は、エネルギー使用量自体約5.8%減少しているものの、発電構成の変化に伴い、電気使用量にかかる排出係数が変動しているため。



イ. これからの管理指標の設定

①家庭系ごみ排出量（市民1人1日あたり）【継続】

直接的な効果を把握する施策方針		G ごみの減量と資源の有効利用	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明		計測方法
459.3g (H22)	※420.4g (H33)	家庭からの1人1日あたりのごみ排出量を把握し、市民の、ごみの減量や資源の有効利用の取組み状況を把握します。平成20年度に実施したごみの有料袋による収集以降、一定の減少傾向が見られますが、更なる減量をめざします。		家庭から排出される総ごみ量を多摩市の人口と年間日数で割って求めた1人1日あたりのごみ量のうち、市による収集ごみのみを抽出します。 (ごみ対策課)

※平成24年度のみどりと環境基本計画策定時は「減らす」とし、25年度からの「多摩市一般廃棄物処理基本計画」により具体的目標値を設定

引続き、家庭からのごみ排出量を把握し、ごみの減量と資源の有効利用の取組みを推進します。

②再生利用率【継続】

直接的な効果を把握する施策方針		G ごみの減量と資源の有効利用	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明		計測方法
34.9% (H22)	※40%以上 (H33)	ごみの総発生量に占める総再生利用量の割合を把握し、市全体の資源の有効利用の取組み状況を把握します。		多摩市から排出される総ごみ量に集団回収されたごみを加えた量のうち、資源集団回収、資源ごみ、収集後資源化されたものの占める割合を計測します。 (ごみ対策課)

※平成24年度のみどりと環境基本計画策定時は「増やす」とし、25年度からの「多摩市一般廃棄物処理基本計画」により具体的目標値を設定

引続き、ごみ総発生量に占める総再生利用量の割合を把握し、資源の有効利用の取組みを推進します。

※管理指標名にある【新規】【変更】【継続】は、それぞれ現基本計画から、新たに追加する内容、変更する内容、指標を引継いでいる内容を示しています。

③スーパーエコショップ認定店舗の数【変更】

直接的な効果を把握する施策方針		G ごみの減量と資源の有効利用	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明		計測方法
— (H22)	36店舗 (H33)	市では、資源の店頭回収やレジ袋の削減など環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店舗をエコショップとして認定しています(H23.3末時点において、103店舗を認定)。 現行のエコショップ認定基準をより実効性のあるものに改定し、スーパーエコショップを創設・認定し、さらなるごみの減量・資源化をめざします。		エコショップ認定に申請のあった店舗の中から、環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる店舗を、スーパーエコショップとして認定します。スーパーエコショップの創設に伴う新エコショップ制度については、平成24年10月に開始し、平成26年度までに12店舗、以下、2年ごとに8店の増加を見込んでいます。 (ごみ対策課)

「新エコショップ制度」は平成24年度に開始しているため、計測方法の記述内容の一部を修正しますが、本管理指標と施策方針との関係性などは従来どおりで、今後ごみの減量と資源化施策の進捗状況等を把握しながら、取組みを進めます。

④市内の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量【継続】

直接的な効果を把握する施策方針		H エネルギーの有効利用	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明		計測方法
646,000 t-CO <sub>2</sub> (H21)	535,800 t-CO <sub>2</sub> (H33)	京都議定書では、2012年までに1990年比マイナス6%が我が国の目標ですが、多摩市の1999年排出量は、570,000t-CO <sub>2</sub> で、現状は増えています。まずは、1999年比マイナス6%を10年後の目標として設定し、削減に取り組めます。		東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的としたオール東京62市区町村共同事業である「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による共通算定手法により算定した二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量を把握します。 (環境政策課)

市内の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量を把握することにより、エネルギーの有効利用に関する施策の効果測定をしていますが、東日本大震災以降、主に電気の二酸化炭素排出係数の増加の影響より、省エネルギーの取組み効果が表れにくい状況であるため、地球環境分野における新たな管理指標として、⑦に市内のエネルギー使用量を設定し、本管理指標と併せた短期目標の達成度等の管理を行いながら、施策を推進します。

### ⑤市内のエネルギー使用量【新規】

直接的な効果を把握する施策方針		H エネルギーの有効利用	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明	計測方法	
7,790TJ (H21)	減らす (H33)	省エネルギー推進及び再生可能エネルギー活用への取組みの効果を表すものとして、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量と相関関係にあるエネルギー使用量を示し、さらなる削減に取組みます。	東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的としたオール東京62市区町村共同事業である「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による共通算定手法で用いたエネルギー使用量を把握します。 (環境政策課)	

省エネルギー推進等の取組みの見える化を目的に本管理指標を新たに設定し、今後は④市内の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量と併せ、エネルギーの有効利用の短期目標の達成度等の管理を行いながら、施策の取組みをより一層推進します。

なお、エネルギーの有効利用の施策方針が目指すところは温室効果ガスの削減であるため、本管理指標を設定する意義としては、あくまでも④市内の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の算定過程に用いる市内のエネルギー使用量も示すもので、中間要素的な位置付けになります。

### ⑥雨水貯留槽設置件数【継続】

直接的な効果を把握する施策方針		I 良好な水循環の推進	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明	計測方法	
195件 (H22)	400件 (H33)	雨水の有効利用の推進状況を把握するために、雨水貯留槽設置件数を把握します。	雨水貯留槽購入費補助金により、施設を設置した件数の累計とします。1年で20件を目安に目標値を設定します。 (下水道課)	

引続き、雨水貯留槽の導入状況を把握し、雨水の有効利用の取組みを推進します。

### ⑦ミニバス利用者数【変更】

直接的な効果を把握する施策方針		J 環境にやさしい交通の推進	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明	計測方法	
576,700人/年 (H22)	780,000人/年 (H33)	環境負荷の軽減のための公共交通の利用推進効果を確認するため、ミニバスの年間利用者数を把握します。	バス事業者からの報告により、1年間の利用者数を算出します。 (道路交通課)	

平成25年度以降、目標を達成しているため、利用実績等を踏まえた目標値に上方修正し、さらなる公共交通利用の取組みを推進します。